

部活動の“体罰”問題ホットライン実施のお知らせ

日本スポーツ法学会は、2013年3月9日午後3時（於：早稲田大学 第9号館5階 第一会議室）、主として、高校の部活動を対象としたシンポジウム「体罰を根絶するために - 運動部活動で体罰はどうして生じるのか」を開催致しますが、それに先立ち、下記要領にて、部活動の体罰問題ホットライン」を実施致します。

体罰問題で悩んでおられる選手、保護者、指導者のかたは、下記ホットラインに、まず、電話で相談をしていただくようお願い致します。

2013年2月14日

日本スポーツ法学会 事務局長 白井久明

取材などのお問い合わせ先（相談窓口ではありません）

〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目3番3号

柏原ビル2階

京橋法律事務所内

tel 03 - 3548 - 2073

部活動の“体罰”問題ホットライン実施要項

【目的】 当学会では広くスポーツ指導の現場における暴力・セクハラ・パワハラを根絶すべく、鋭意、関係諸団体と協議し、

相談窓口の設置

利害関係のない第三者委員会による調査・裁定

の仕組みを速やかに作り、問題の解決に向けた取り組みをする必要があると考えております。

このたび、高校の運動部活動における“体罰”問題が次々と明るみに出ています。（体罰という用語の使用に関しても種々の議論がありますので、名称は、“体罰”としております。）

当学会では、「スポーツと暴力」は根の深い問題であるとの認識に立ち、仕組みづくりと同時並行で、現に体罰の被害を被っている生徒の相談を受け、救済を図るために、当学会所属の弁護士を中心に、実態を把握するとともに、問題解決にあたるべく、以下の要領で、電話相談会を実施することとしました。

【名称】 部活動の“体罰”問題ホットライン

【主催】 日本スポーツ法学会

【実施日時】 2013年2月23日（土）午前10時～午後4時

【相談窓口】 東京：050 - 3133 - 5911

名古屋：052 - 955 - 2930

大阪：06 - 6205 - 3575

【対象となる相談】

原則として、高校の運動部活動における体罰に関するものですが、スポーツにおける

暴力、セクハラ、パワハラ等の相談も受け付けます。